

◆平成29年度税制改正のポイント◆

**れっく**LEC東京リーガルマインド

## はじめに

---

ファイナンシャル・プランニング技能検定、およびCFP資格審査試験では、下記のとおり、試験日程ごとの法令基準日が設けられています。

法令基準日		
	ファイナンシャル・プランニング 技能検定（1級・2級・3級）	CFP資格審査試験
平成29年 6月試験	—	平成29年1月1日
平成29年 9月試験	平成29年4月1日	
平成29年11月試験		平成29年4月1日
平成30年 1月試験	平成29年10月1日	
平成30年 5月試験	平成29年10月1日	

受験にあたっては、法令基準日に基づく学習をすることは言うまでもありませんが、試験問題においては、既に改正され法令が施行されたものであっても、その内容が適用開始となる時点で出題される傾向も高くなっています。従いまして、このレジュメは、教材等に既に記載されているものも一部含め、今後適用開始となるものや、平成29年6月以降の受験に必要な要点をまとめています。

ぜひ、学習の再確認のために本レジュメを活用していただき、学習の成果を発揮され、皆様の試験合格をお祈りいたします。

## 一. 平成28年税制改正のおさらい

### ■ 個人所得課税

#### 1. 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋及び当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得をした個人は、当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用することができる。

なお、当該相続の時から当該相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡したものに限り、当該譲渡の対価の額が1億円を超えるものは除かれる。

(1) 当該被相続人居住用家屋（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにするその敷地の用に供されている土地等の譲渡

イ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業・貸付け・居住の用に供されていたことがないこと。

ロ 当該譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合するものであること。

(2) 当該被相続人居住用家屋（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の除却をした後におけるその敷地の用に供されていた土地等（ロに掲げる要件を満たすものに限る。）の譲渡

イ 当該相続の時から当該除却の時まで事業・貸付け・居住の用に供されていたことがないこと。

ロ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業・貸付け・居住の用に供されていたことがないこと。

#### 2. 住宅の三世帯同居改修工事等に係る特例の創設

(1) 住宅の三世帯同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例

イ 個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の三世帯同居改修工事を含む増改築等（以下「三世帯同居改修工事等」）に充てるための資金を借り入れた場合、住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度）の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除する。この特例は、住宅の増改築等に

係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は5年となる。

- ・一定の三世代同居改修工事に係る工事費用（250万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高の場合 2%。
- ・上記以外の住宅借入金等の年末残高 1%。

（2）既存住宅に係る三世代同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除

イ 個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の三世代同居改修工事をして、当該居住用の家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供した場合の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を適用対象に追加し、その三世代同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額がその年分の所得税の額から控除される。

### 3. 住宅取得等に係る措置の緩和

現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の新築もしくは取得又は増改築等をした場合についても適用できるようになる。

- （1）住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- （2）特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- （3）既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- （4）既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- （5）認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

### 4. 特定の居住用財産の譲渡等の特例の延長

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限が2年延長される。

### 5. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長される。（現行の適用期限は平成27年12月31日）

### 6. 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限が2年延長される。（現行の適用期限は平成27年12月31日）

## 7. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）についての変更

（１）非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における国内の住民の記載及び当該住所を証する書類の添付を不要とする。

（２）平成 29 年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を平成 29 年 10 月 1 日において開設している居住者等で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対して告知をしているものは、平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの勘定設定期間が記載されるべき非課税適用確認書の交付申請書の提出をしたものとみなされる。

（３）非課税口座を開設している居住者等が出国により非課税口座を廃止する場合において、その者が出国の日の 3 月前の日における有価証券等の価額により国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受けるときは、その非課税口座内の上場株式等を、出国の日の 3 月前の日の価額により譲渡し、かつ再び取得したのものとして譲渡所得等の非課税措置が適用される。

## 8. エンジェル税制（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の拡充

地域再生法施行規則の改正を前提に、エンジェル税制の適用対象となる株式の範囲に、特定地域再生事業を行う株式会社で一定の要件を満たすことにつき平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に認定地方公共団体の確認を受けたものが当該確認を受けた日から 3 年以内に発行する株式が加わる。

## 9. セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下での医療用薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が 8 万 8 千円を超える場合には 8 万 8 千円）について、その年分の総所得金額等から控除される。なお、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできない。

## 10. 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度についての見直し

(1) 公益法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、次の措置を講ずる。

イ 公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等の額の合計額が1億円に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることす要件（現行要件）を、その公益目的事業費用等の額の合計額を1億で除した数で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとするとともに、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

ロ 特例の対象となる寄附金の範囲に、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は独立行政法人日本学生支援機構のうちいわゆる「パブリック・サポート・テスト要件」及び情報公開に関する要件を満たすものに対する寄附金であって、その寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業（以下「修学支援事業」という。）に充てられることが確実なものとして次に掲げる要件を満たすことを所管庁が確認したものを加える。

(2) 国等に対して重要有形民俗文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限を2年延長する。

## 11. 非課税所得税の拡充

通勤手当の非課税限度額を月額15万円（現行：10万円）に引き上げる。平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当より適用される。

## 12. 確定申告に添付する書類の簡便化

生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける際に確定申告書等に添付等をする事とされている控除証明書又は領収書の範囲に、保険会社等又は寄附金の受領者から電磁的方法により交付を受けた当該控除証明書又は領収書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものとして国税庁長官が定めるものを加える。平成30年分以後の所得税について適用される。

## ■資産課税

### 1. 耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の見直し

(1) 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限が2年3月延長される。(現行の適用期限は平成27年12月31日)

(2) バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限が2年延長される。

イ 対象となる住宅について、平成19年1月1日に存していた住宅から新築された日から10年以上を経過した住宅とする。

ロ 床面積要件(改修後の住宅の床面積が50㎡以上)が追加される。

ハ 工事費要件については、50万円超から50万円超(国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く)となる。

### 2. 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の延長

新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限が2年延長される。

### 3. 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の延長

新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限が2年延長される。

### 4. 不動産取得税の特例措置の延長

(1) 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が2年延長される。

(2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200㎡を限度)相当額の減額)について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が2年延長される。

(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が取得する要除却認定マンション及びその敷地に係る不動産取得税の非課税措置の適用期限が2年延長される。

(4) 新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長される。

## 5. 贈与税の配偶者控除における添付書類の変更

贈与税の配偶者控除について、その適用を受けるための申告書に添付すべき登記事項証明書、居住用不動産を取得したことを証する書類に変更される。なお、平成 28 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用される。

### ■法人課税

#### 1. 法人税率等の引き下げ

(1) 法人税率(現行 23.9%)について、次のとおり、段階的に引き下げる。

①平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、23.4%とする。

②平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について、23.2%とする。

#### 2. 租税特別措置の見直し

(1) 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却または税額控除制度(生産性向上設備投資促進税制)は適用期限をもって廃止することとし、関係規定を削除する。

(2) 平成 28 年 4 月 1 日以後に取得をする建物附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の償却の方法について、定率法を廃止し、これらの資産の償却の方法を次のとおりとする。

資産の区分	償却方法
建物附属設備及び構築物(鉱業用のこれらの資産を除く。)	定額法
鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備及び構築物に限る。)	定額法又は生産高比例法

#### 4. 欠損金の繰越控除制度等の見直し

(1) 欠損金の繰越控除制度等について、以下の見直しを行う。

平成 27 年税制改正において措置を講じた青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額の段階的な引下げ措置について次のとおりとする。



平成 27 年度税制改正後		平成 28 年度税制改正後	
事業年度開始日	控除限度割合	事業年度開始日	控除限度割合
平成 27 年 4 月～ 平成 29 年 3 月	100 分の 65	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	100 分の 65
		平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 3 月	100 分の 60
平成 29 年 4 月～	100 分の 50	平成 29 年 4 月～ 平成 30 年 3 月	100 分の 55
		平成 30 年 4 月～	100 分の 50

(2) 平成 27 年度税制改正において講じた次の措置（平成 29 年 4 月 1 日施行）について、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとする。

イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間が 10 年（現行：9 年）に延長される。

ロ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件における保存期間が 10 年（現行：9 年）に延長される。

ハ 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限が 10 年（現行：9 年）に延長される。

ニ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間が 10 年（現行：9 年）に延長される。

#### 5. 交際費等の損金不算入制度の延長

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を 2 年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が 2 年延長される。

#### 6. 欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の延長

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の適用期限が 2 年延長される。

## 7. 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）の見直し

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置以外の措置について、適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数（新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数が上限）とした上、その適用期限が2年延長される。

## 8. サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度の延長

サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、割増償却率を10%（耐用年数が35年以上であるものについては14%）（現行：14%（耐用年数が35年以上であるものについては20%））に引き上げた上で、その適用期限が1年延長される。

## 9. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる法人から常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人を除外した上で、その適用期限が2年延長される。

## ■消費課税

### 1. 消費税の軽減税率制度の導入

消費税の軽減率制度を、平成29年4月1日から導入する。あわせて、複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成33年4月1日から導入する。それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。

### 2. 高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し

（1）事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課制度の適用受けない課税期間中に国内における高額資産の課税仕入れ又は保地域から引取り（以下「高額資産の仕入れ等」という。）を行った場合には、当該高額資産の仕入れ等日の属する課税期間から当該課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度は、適用しない。なお、「高額資産」とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産とする。

(2) 自ら建設等をした資産については、建設等に要した費用の額が税抜 1,000 万円以上となった日の属する課税期間から当該建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間において、上記 (1) の措置が講じられる。

## ■納税環境整備

### 1. クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、国税を納付しようとする者がクレジットカードに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとする。この場合において、納付受託者が国税の納付をしようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置を講ずる。

### 2. マイナンバー記載の対象書類の見直し

提出者等の個人番号（マイナンバー）を記載しなければならないとされている税務関係書類（申告書及び調書等を除く）のうち、次の書類について、個人番号の記載は不要となる。

(1) 申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類（例：所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、納税の猶予申請書）

(2) 税務署長等には提出されない書類で、所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類（例：非課税貯蓄申込書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、非課税口座廃止届出書）

(3) 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者が、提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、申告書（例：給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書）への個人番号の記載は不要となる。

## 二. 平成 29 年税制改正のポイント

### ■ 個人所得課税

#### 1. 配偶者控除および配偶者控除の見直し

##### (1) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。なお、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととする。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

##### (2) 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下（現行：38 万円超 76 万円未満）とし、その控除額を次のとおりとする。なお、現行制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととする。上記の改正は、平成 30 年分以後の所得税について適用する。

##### ① 合計所得金額 900 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	38 万円
85 万円超 90 万円以下	36 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円

② 合計所得金額 900 万円超 950 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	26 万円
85 万円超 90 万円以下	24 万円
90 万円超 95 万円以下	21 万円
95 万円超 100 万円以下	18 万円
100 万円超 105 万円以下	14 万円
105 万円超 110 万円以下	11 万円
110 万円超 115 万円以下	8 万円
115 万円超 120 万円以下	4 万円
120 万円超 123 万円以下	2 万円

③ 合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下の居住者

配偶者の合計所得金額	控除額
38 万円超 85 万円以下	13 万円
85 万円超 90 万円以下	12 万円
90 万円超 95 万円以下	11 万円
95 万円超 100 万円以下	9 万円
100 万円超 105 万円以下	7 万円
105 万円超 110 万円以下	6 万円
110 万円超 115 万円以下	4 万円
115 万円超 120 万円以下	2 万円
120 万円超 123 万円以下	1 万円

## 2. 積立NISAの創設

(1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置を次のように創設し、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。

①居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべき累積投資勘定に係る株式投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という。）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。）については、所得税及び個人住民税を課さない。

②居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間にその累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。

### 3. 住宅の耐久性向上改修工事について、次の措置を講ずる。

(1) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除の額に係る特例

①本特例の適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加えるとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事の費用に相当する住宅借入金等を加える。

(2) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

①本特例の適用対象となる工事に一定の耐久性向上改修工事で耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行うものを加えるとともに、その控除額を耐震改修工事又は省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額(250万円(省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、350万円)を限度)の10%に相当する金額とする。

なお、耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上改修工事を行った場合における控除額は、その耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額、省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額(500万円(省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には、600万円)を限度)の10%に相当する金額とする。

### 4. 医療費控除の追加

医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該適用に係る医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったとき

は、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

①確定申告書の提出の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書

②電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを医療費の明細書として送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

なお、上記の改正は、平成 29 年分以後の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以後に提出する場合について適用する。また、経過措置として、平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。

## ■法人課税

### 1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し

(1) 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に 100 分の 80 を乗じて計算した数に一人に満たない端数があるときは、これを切り捨てる（現行：切り上げる）こととする。ただし、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数が一人の場合には、一人とする。

(2) 相続時精算課税制度に係る贈与を、贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。

(3) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及び当該会社の株式等が非上場株式等に該当することとする要件を撤廃する。

上記の改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずる。

### 2. 中小企業等に係る軽減税率の延長

中小企業者等に係る軽減税率の特例（課税所得 800 万円以下の部分については法人税率 15%）の適用期限を 2 年延長する。

## ■資産課税

### 1. 相続税又は贈与税の納税義務の見直し

(1) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前 10 年（現行：5 年）以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。

(2) 被相続人等及び相続人等が出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格をもって一時的滞在（国内に住所を有している期間が相続開始前 15 年以内で合計 10 年以下の滞在をいう。(3) において同じ。) をしている場合等の相続又は遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とすることとする。

(3) 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く。）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。

上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

2. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置における金融機関への領収書等の提出について、書面による提出に代えて電磁的方法により提供することができることとする。上記の改正は、平成 29 年 6 月 1 日以後に提出する領収書等について適用する。

3. 相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託等の受益証券のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位（第一順位）とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。

#### 4. 相続税等の財産評価の適正化

(1) 取引相場のない株式の評価の見直し（類似業種比準方式）

①類似業種の上場会社の株価について、現行に課税時期の属する月以前 2 年間平均を加える。

②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額及び簿価純資産価額について、連結決算を反映させたものとする。

③配当金額、利益金額及び簿価純資産価額の比重について、1 : 1 : 1 とする。

上記改正は、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等により取得した財産の評価に適用する。



## 5. 登録免許税

(1) 土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

(2) 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。